

# 飼料製造業者届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所 静岡県

氏 名

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により届け出ます。

## 記

- 1 氏名及び住所
- 2 飼料を製造する事業場の名称及び所在地
- 3 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地
  - (1) 販売業務を行う事業場の所在地
  - (2) 飼料を保管する施設の所在地

4 製造に係る飼料の種類

飼料の種類

なお、輸出用(及び試験研究用)の飼料の種類及び名称は次のとおりである。

輸出用(試験研究用)

飼料の種類	名称

5 飼料の製造の開始年月日

年 月 日

6 製造する飼料の原料又は材料の種類

原料又は材料の種類	
	飼料添加物

7 製造施設の概要

番号	主要施設	数量	規模・能力等